

名古屋地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 源泉徴収に係る所得税等の納税告知処分等取消
請求事件

国側当事者・国(半田税務署長)

令和4年6月30日棄却・確定

判 決

原告	A
同代表者代表役員	甲
原告	甲
原告ら訴訟代理人弁護士	加藤 睦雄 川副 俊高
被告	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	半田税務署長 齊藤 泰
指定代理人	別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 半田税務署長が平成30年12月25日付けで原告Aに対してした平成29年7月から平成29年12月までの期間分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税告知処分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 半田税務署長が平成31年3月12日付けで原告甲に対してした平成29年分の所得税及び復興特別所得税の無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、半田税務署長(処分行政庁)が、原告Aの代表役員である原告甲及び責任役員である乙(以下、原告甲と併せて「原告甲夫婦」という。)名義の口座への入金原告Aから原告甲夫婦に対する賞与の支給に当たるとして、①原告Aに対し、平成29年7月から同年12月までの期間分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の納税告知処分(以下「本件納税告知処分」という。)及び重加算税の賦課決定処分(以下「本件重加算税賦課決定処分」という。)をし、②原告甲に対し、無申告加算税賦課決定処分(以下「本件無申告加算税賦課決定処分」という。)をしたため、原告らが、被告を相手に、原告甲夫婦は上記入金に係る金員を利得しておらず、仮に利得しているとしても退職所得に該当するなど主張して、本件納税告知処分、本件重加算税賦課決定処分及び本件無申告加算税賦

課決定処分（以下「本件納税告知処分等」という。）の各取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

別紙「関係法令の定め」に記載のとおりである。

2 前提事実（争いのない事実及び証拠等により容易に認められる事実）

(1) 原告Aは、昭和28年10月に設立された宗教法人であり、Bは、昭和29年12月に設立された宗教法人である。原告Aは、所得税法216条に規定する源泉所得税の納期の特例の承認を受けている。

原告甲（昭和●年●月●日生）は、昭和55年に原告Aの代表役員の地位に就き、現在も原告Aの代表役員として登記されており、また、遅くとも平成18年10月30日から平成29年5月28日までの間、Bの代表役員の地位にあった。

乙は、原告甲の妻であり、平成29年4月1日から現在まで、原告Aの責任役員の地位にある。

丙は、原告甲の子であり、平成14年10月1日から平成18年4月20日までの間及び平成29年5月28日から現在まで、Bの代表役員の地位にある。

(2) 原告甲は、平成29年9月26日、B名義のa証券名古屋支店の口座（口座番号●●●●●。以下「B a証券口座」という。）からB名義のb銀行の通常貯金口座（記号番号●●●●●。以下「B b口座」という。）に4284万8342円を振り込み、同日、同口座から4060万円を現金で引き出した上で、①3528万8000円を原告甲名義のa証券名古屋支店の口座（口座番号●●●●●。以下「原告甲 a証券口座」という。）宛てに送金し（振込手数料を控除した3528万7460円が入金。以下、上記の送金額を「本件金員1」といい、上記の入金を「本件入金1」という。）、②528万8000円を乙名義のa証券名古屋支店の口座（口座番号●●●●●。以下「乙 a証券口座」という。）宛てに送金した（振込手数料を控除した528万7460円が入金。以下、上記の送金額を「本件金員2」といい、上記の入金を「本件入金2」という。）。(乙8、10)

(3) 原告甲は、平成29年10月10日、B名義のd証券名古屋支店営業部の口座（口座番号●●●●●。以下「B d証券口座」という。）からB b口座へ1000万円を振り込み、同月12日、同口座から1200万円を現金で引き出した上で、③500万円を原告甲名義のe信用金庫武豊支店の普通預金口座（口座番号●●●●●。以下「原告甲 e信金口座」という。）に入金し（以下、この入金額を「本件金員3」といい、この入金を「本件入金3」という。）、④500万円を乙名義の同支店の普通預金口座（口座番号●●●●●。以下「乙 e信金口座」という。）に入金した（以下、この入金額を「本件金員4」、この入金を「本件入金4」といい、本件金員1～4を併せて「本件各金員」（合計5057万6000円）、本件入金1～4を併せて「本件各入金」という。）。)

(4) 原告甲は、法定申告期限を経過した平成30年6月13日、半田税務署長に対し、別表1-2の「確定申告」欄記載のとおり、平成29年分の所得税等の確定申告をした。

(5) 半田税務署長は、平成30年10月25日付けで、本件各金員を原告Aから原告甲夫婦に対する賞与と認めた上で、原告Aがその支払を帳簿に記帳せずに隠蔽し、源泉徴収すべき所得税等を源泉徴収していなかったなどとして、原告Aに対し、平成29年7月分から同年12月分の給与所得の源泉徴収に係る所得税等について、本件納税告知処分（納税告知額1368万3916円）及び本件重加算税賦課決定処分（重加算税額477万7500円）をし

た。(乙19)

- (6) 原告甲は、平成31年1月31日、半田税務署長に対し、平成29年分の所得税等について修正申告書(以下「本件修正申告書」という。)を提出し、別表1-2の「修正申告」欄記載のとおり、修正申告(以下「本件修正申告」という。)をした。
- (7) 半田税務署長は、平成31年3月12日付けで、原告甲に対し、本件修正申告は、更正があるべきことを予知してされたものではなく、調査通知後にされたものではないとし、その申告前に税額の計算の基礎とされなかったことについて正当な理由があるとは認められないとして、平成29年分の所得税等について、本件無申告加算税賦課決定処分(無申告加算税額5万2000円)をした。(乙21)
- (8) 原告Aは、平成31年3月19日、本件納税告知処分及び本件重加算税賦課決定処分を不服として、原告甲は、同月26日、本件無申告加算税賦課決定処分を不服として、それぞれ審査請求をしたが、国税不服審判所長は、令和2年2月3日付けで、上記各審査請求を棄却する旨の各裁決をした。
- (9) 原告らは、令和2年8月7日、本件訴えを提起した。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、①本件納税告知処分の適法性、②本件重加算税賦課決定処分の適法性、③本件無申告加算税の適法性である。なお、①本件納税告知処分の適法性においては、本件各入金が原告Aから原告甲夫婦に対する賞与の支給に該当するかが争われている。

(1) 本件納税告知処分の適法性(争点1)

(被告の主張)

ア(ア) 所得税法28条1項が規定する給与所得は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務又は役務の対価として使用者から受ける給付をいうが、法人の役員は、その役務提供の内容が極めて包括的かつ広範で法人の業務全般に及ぶものであり、役員に就任していること自体によって法人に貢献することも含まれるから、その役務提供の対価性の判断に当たって、具体的かつ個々の業務を観念することは困難であり相当でもない。代表権を有する役員は、これを有しない役員より格段に権限が広範であり、とりわけ、法人経営の実権を代表者が掌握し、法人を実質的に支配している事情がある場合には、代表者は、実質的に、その法人資産を自由に処分し得る地位及び権限を有し、簿外資産を捻出し、これを当該法人の事業とは無関係に利得し、費消することも可能である。そのため、その者が法人から得る利益を、その地位及び権限と切り離して業務との対応を観念することは著しく困難であり、そのような法人において、代表者が、その意思に基づき、法人の資産から、経理上、給与の外形によらず、法人の事業活動を利用して利益を得たような場合には、その利益は、代表者の地位及び権限に基づいて法人から代表者に移転したものと推認することができる。他方、このような利益を代表者が取得している以上、代表者がその地位及び権限に基づいて法人から利益を得て担税力を増加させているにもかかわらず、給与所得の課税を免れるとすれば、租税負担公平の原則に反する結果となる。

したがって、法人代表者が、経営の実権を掌握し法人を実質的に支配している事情がある場合、自己の権限を濫用して法人の事業活動を通じて得た利得は、給与支出の外形を有しない利得であっても、法人の資産から支出をし、その支出を利得、費消し

たと認められるときは、その支出が法人代表者の立場と全く無関係であり、法人からみて純然たる第三者との取引ともいふべき態様によるものであるなどの特段の事情がない限り、実質的に、法人代表者がその地位及び権限に対して受けた給与であると推認することが許される。

(イ) 原告甲は、昭和55年11月25日から現在に至るまでの間、約40年近くにわたり原告Aの代表役員及び住職を務め、実質的に原告Aに係る事務の決定や財産の取得・処分を自由に行い、経営の実権を掌握し、これを実質的に支配していたところ、その権限を濫用し、平成27年1月16日、原告Aが所有していた簿外資産である金地金（以下「本件金地金」という。）を、責任役員会議の承認を得ることなく、独断で売却し、売却代金5657万6760円から振込手数料を控除した金員をB名義のf銀行（現g銀行）武豊支店の普通預金口座（口座番号●●●●。以下「B g 口座」という。）に振り込ませ、同月21日、5000万円をB a 証券口座に送金した上で、その全額を仕組債の購入に充てたほか、株式や投資信託の売買をして運用した。

Bは、平成29年12月に本堂が再建されるまで、宗教活動による収入はなく、証券会社の口座を含むB名義の金融機関等の口座（以下「B各口座」という。）の資産は、原告Aの簿外資産であり、原告甲は、B a 証券口座からB b 口座に、同年4月12日に1275万8010円、同年9月26日に4284万8342円を振込送金した上で、同日、同口座から4060万円を引き出し、原告甲 a 証券口座に本件入金1（3528万7460円）及び乙 a 証券口座に本件入金2（528万7460円）をし、これらの金員は、翌日以降、C株式会社の株式の購入等に充てられた。また、原告甲は、同年10月12日、B b 口座から1200万円を現金で引き出した上、原告甲 e 信金口座に本件入金3（500万円）及び乙 e 信金口座に本件入金4（500万円）をし、同日、同額がそれぞれのd証券口座に振り込まれ、翌日、d MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の購入に充てられた。

原告甲は、本件各入金を独断で行ったところ、これは個人的に退職後の将来の生活のために運用・蓄財しようとしていたものであり、自らも原告Aの費用支出とは関係ない旨を述べていたから、本件金員1・3は、原告Aから支出され、原告甲が、自己の権限を濫用することにより、専ら自己のために費消する意図をもって利得し費消したものである。乙も、本件金員2・4が自らの口座に入金された際、原告Aの責任役員として原告Aの事業に従事し、その対価を受けるべき地位にあり、原告甲に対し、本件各入金を中止させるような言動をしたことを示す証拠も見当たらないことから、本件金員2・4も、原告甲の権限濫用に基つき、原告Aの簿外資産から支出され、乙が利得し費消したものと認められる。したがって、本件各金員は、所得税法28条1項に規定する給与等に当たり、かつ、臨時的に支払われたものであるから、給与等のうち賞与に該当する。

(ウ) 以上のとおり、本件各入金は、原告甲夫婦に対する賞与の支給であるから、原告Aは、別紙「課税処分の根拠」1項のとおり、源泉所得税等を納付すべき義務を負い、本件納税告知処分によって原告Aが納付すべき税額はこれと同額であるから、本件納税告知処分は適法である。

イ 原告らは、B各口座の資産が原告Aの簿外資産であることを否認し、本件各入金は、B

から原告Aに対する借入金の返済であると主張するが、Bは、少なくとも本堂が滅失した平成13年から平成20年までの時期から本堂が再建された平成29年12月まで、宗教法人としての活動は一切行っておらず、寺院としての収入源もなかったから、遅くとも平成23年以降、B各口座において行われた株式や投資信託の売買等の取引は、Bの代表役員でもあった原告甲が、原告Aの資産の運用として行ったものであり、B各口座の資産は、原告Aの資産を原資とする原告Aの簿外資産である。また、原告AからBへの貸付けについて記載した責任役員会議の議事録は真正に成立したものと認められず、その信用性もなく、上記貸付けを内容とする借用書等の文書は作成されていない上、返済期限も定まっておらず、利率も不明である。さらに、現在のBの代表役員である丙には、Bが原告Aに対し借入金債務を負っているという認識はなく、原告甲も、上記貸付けを行っている事実を原告Aの檀家に伝えていない旨を述べていたことからすれば、原告らが主張する上記貸付けは、原告Aの簿外資産をB名義とすることについての方にすぎない。仮に、原告Aの財産目録に係る「貸付金」の記載をもって、上記貸付けの事実が認められたとしても、当該貸付金の使途は、「境内地、建物購入資金」及び「境内建物建設資金」とされ、その全部又は一部は消費されていると推認されることや、Bの代表役員である丙は、残高137円であったBg口座を除くB各口座の引継ぎを受けていないことからすれば、B各口座の原資が、原告AからBに対する貸付金であったとは認められない。また、仮にB各口座の資金がBに帰属するものであったとしても、原告Aに返済されるべき本件各金員を、原告甲夫婦が利得し費消したことに変わりはない。

ウ 原告らは、本件各入金は原告甲夫婦に対する将来の退職金の支払に備え預り金としたものであるとも主張するが、退職所得であるためには、退職すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されること等の要件を備えることが必要であるところ、原告甲は、法人登記上、令和2年8月3日時点においても代表役員のままとされており、退職前に退職金を受領したという通常ではあり得ない金銭移動を行ったことになるが、原告Aは、その具体的な理由について何ら明らかにしていない。乙についても、原告Aが主張する「お庫裡」（住職を補佐して寺院の管理を担う役職）なる役職は、宗教法人法上何ら法的地位を有するものではなく、同法に基づいて定められた宗教法人A規則（以下「A規則」という。）にも、「お庫裡」なる地位に係る規定は一切定められていないから、乙が「住職の妻」を意味する「お庫裡」を退職したとの主張内容自体、その意味が不明である上、乙は、現在も原告Aの責任役員の地位にあり、平成30年1月1日以後も原告Aの事務に従事している状況に何ら変わりはない。原告甲は、本件納税告知処分等に係る税務調査において、原告甲夫婦の退任や本件各金員が退職金である旨の供述を一切しておらず、退任前に退職金を受領した具体的理由についても何ら主張しておらず、本件各金員を受領した趣旨や退職の時期に関する原告らの本件訴訟における主張も一貫しない。したがって、本件各金員は、上記の退職所得の要件を満たさないから、退職所得とはいえない。

エ さらに、原告らは、原告甲が、平成30年3月22日、原告Aに2000万円を返還したから、これを給与として認定することは誤りである旨も主張するが、原告甲が本件金員1・3を自らの資産運用のために費消したことや、上記2000万円の振込みは、本件入金1・3から約半年が経過した後の事情であり、原告Aと原告甲の間でされた別個の取引行為であると評価するのが自然であるから、原告の上記主張は理由がない。

(原告らの主張)

ア Bは、本堂を焼失した後の平成14年当時、信者はいるものの檀家はなく、宗教活動をほとんどしていなかったため、本堂を移転再建するための資金を原告Aから借り入れる必要があり、原告甲は、本堂の建築資金として原告AからBに5000万円を貸し付けることを予定し、平成27年1月16日、その準備行為として、原告Aの所有する本件金地金を売却した代金5657万6220円をBg口座に入金した。原告甲は、さらに、同月21日、同口座からBa証券口座に5000万円を振込送金し、同年9月27日にBの責任役員会議において原告Aからの借入れを議決したものであり、上記振込送金をもって原告AからBに対し5000万円が貸し付けられ、その時点で、同金員はBの資産となった。その後、Bの本堂新築の目途が立ち、原告甲は、Bから原告Aに借入金を返済する準備として、Ba証券口座からBb口座に、平成29年4月12日に1275万8010円、同年9月26日に4284万8342円を送金し、同日、同口座から4060万円を引き出し、原告Aに返済したものである。

なお、原告甲は、上記同日、上記の返済に係る金員を原資として本件入金1・2をしたが、これは、同月、Bの本堂完成が間近となり、自身の役割をほぼ完遂できたという安堵もあって、満70歳になる平成●年●月●日をもって代表役員及び住職の地位を丙に譲って退職することを決意し、それに伴い、乙も「お庫裡」を退職することとなり、原告Aから原告甲夫婦に退職金としてそれぞれ528万8000円以上を支払うために、ひとまず原告甲夫婦の口座に入金しておいたものである。さらに、原告甲は、原告甲夫婦の在職期間を考慮し、原告Aから退職金としてそれぞれ500万円を増額して支払うこととし、Bから1200万円の返済を受けて、上記退職金の増額分に充当するため、平成29年10月12日、Bb口座から同額を引き出し、原告Aに返済し、本件入金3・4をしたのである。そして、本件金員1のうち原告甲に対する退職金に充てることとなっていた528万8000円を控除し、その余を原告Aに戻すために、平成30年3月14日、3002万7944円が原告甲名義のb銀行の通常貯金口座（記号番号●●●●。以下「原告甲b口座」という。）に振込送金され、原告Aは、同金員から1000万円を原告甲に退職金として支払うこととし、原告甲は、同月22日、2000万円を原告Aa証券口座に振込送金した。

以上の経緯により、原告甲夫婦は、原告Aを退職した時点において、退職金として、原告甲が2028万8000円、乙が1028万8000円を受領したものであり、本件各入金の時点で原告甲夫婦のものとなった金員はない。

イ（ア）被告は、B各口座の資金が原告Aの簿外資産であり、本件各入金は原告甲が独断で行ったものであると主張するが、Bは、原告Aの本堂を借りて宗教活動を行い、本堂再建を計画し、土地を購入し、その売買契約をめぐる裁判の当事者となるなど、実体のある法人である。原告Aの責任役員会議では、平成14年から平成29年までの複数の年にBに対する貸付けの承認や報告がされ、平成17年にはその後のBに対する貸付けについて原告甲に一任されていたから、貸付けについて檀家に知らせていないことや本件金地金の売却代金の貸付けについて責任役員会議の承認がないことをもって、原告甲が独断で行ったとの評価にはならない。Bにおいても、原告Aからの借入れについてBの責任役員会議で議決されているから、本件金地金の売却代金のB各口

座への入金は、原告AからBに対する貸付けであり、入金された資金は、その原資が原告Aからの借入金であってもBの財産であり、原告Aの財産ではない。したがって、B各口座の資産が原告Aの資産であることを前提に、本件各入金を原告Aから原告甲夫婦に対する賞与の支給であると認めることは、その前提となる事実を誤っている。

(イ) 本件各金員が運用に充てられたという点についても、原告甲夫婦は、証券会社の担当者に運用を委ねており、証券会社の口座への入金について預貯金口座への入金と同じような意識でいたものであり、自ら積極的に資産を運用していたとの認識はなく、本件各金員は、少なくとも本件納税告知処分の時点で入金された口座にそのまま預け入れられており、原告甲夫婦は費消していない。そもそも、法人経営の実権を代表者が掌握し、実質的に支配しているような法人においては、代表者がその意思に基づき、法人の資産から法人の事業活動を利用して利益を得たような場合には、仮に形式上は代表者名義の利得であったとしても、法人の利得というべきであり、また、B各口座の資産が原告Aの簿外資産であるならば、同時期に、同じ手続によって開設された原告甲 a 証券口座及び乙 a 証券口座も、原告Aの簿外資産となるはずであるから、本件金員1・2は、原告が主張するように、原告甲夫婦への将来の退職金に充てるための預り金であったと認められるはずである。

したがって、本件各金員を原告甲夫婦が利得したとは認められない。

(ウ) 被告は、原告甲夫婦が退職していないと主張するが、原告甲は、平成29年9月に退職を決意し、同年10月、責任役員全員の了承を得、同年12月又は平成30年1月に全檀家宛てに住職交替の案内を送付しており、原告甲が代表役員を退任した旨の登記がされていないのは、平成30年分の確定申告における退職金の申告に併せて登記をしようと考えていたところ、本件納税告知処分等がされたために、やむなくそのままとなっていた上に、丙が原告Aの包括団体であるFの規定による代表役員の資格を未だ取得できていないためである。登記は効力発生要件ではなく、退職したかどうかは法人内部の実態において判断されるべきであり、平成30年3月30日以降、Aの住職の務めは丙が実質的に担っており、乙が「お庫裡」の仕事を行うこともなくなったから、退職の事実がないとはいえ、現に、原告甲の給与は、同年1月以降、従前の給与よりも減額し、責任役員としての給与のみ支払を受けている。原告甲の原告Aからの給与は年240万円であり、賞与の支給はなかったことから、平成29年になって高額な賞与が支給されたというのは不自然であり、退職金と認定することが最も実情に合致する。

(エ) 以上から、本件納税告知処分は、前提となる事実を誤り、原告甲夫婦が利得していない金員に対し、仮に利得しているとしても退職所得に該当する金員に対し、賞与として課税するものであって、違法である。

ウ 仮に、本件各金員が原告甲夫婦に対する賞与であると認められるとしても、本件金員1のうち2000万円は、平成30年3月22日、原告甲 b 口座から原告A a 証券口座に振込送金されており、原告甲はこれを利得していないから、原告甲の賞与と認定して課税することは誤りであり、この範囲において、本件納税告知処分は違法である。

(2) 本件重加算税賦課決定処分の適法性 (争点2)

(被告の主張)

上記（１）（被告の主張）のとおり、原告Aは、B各口座という簿外資産を形成し、これを原資として、本件各金員を原告甲夫婦に支出した上、宗教法人法２５条に規定する財産目録を作成するために必要な「当年収支」と題する書類に当該支出に係る事実を記載しなかったばかりでなく、原告甲の平成２９年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿に本件金員１・３を源泉徴収の税額の計算上の支給金額に計上せず、乙にあつては源泉徴収簿の作成すらしなかった。

以上からすれば、原告Aは、原告甲夫婦に対し本件各金員を賞与として支払った事実自体を隠蔽したものであり、これにより本来徴収し納付すべき源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったのであるから、別紙「課税の根拠」２項のとおり、重加算税が課されることになり、本件重加算税賦課決定処分の額はこれと同額であるから、同処分は適法である。

（原告Aの主張）

上記（１）（原告らの主張）のとおり、本件納税告知処分は違法であり、原告Aが納付すべき源泉所得税はない。

この点を措いても、原告Aは、本件金地金が原告Aの資産であることを当初から認め、その後の金員の流れは金融機関の口座を介していることによって明らかであるから、原告Aの資産をB名義とすることで隠蔽又は仮装したとはいえない。また、原告Aは、原告甲夫婦が平成●年●月●日に退職し、原告甲に２０２８万８０００円、乙に１０２８万８０００円の退職金を支払っており、これを平成３０年分の所得として確定申告で処理すれば足りると考えていたのであり、退職金の支払を「当年収支」と題する書類等に記載しなかったのは、税務調査が開始され、本件納税告知処分及び本件重加算税賦課決定処分がされたために、原告甲が、舞い上がり混乱した結果、記載を失念したものにすぎない。よって、原告Aが本件各金員の支給を仮装、隠蔽した事実はない。

したがって、本件重加算税賦課決定処分は違法である。

（３）本件無申告加算税賦課決定処分の適法性（争点３）

（被告の主張）

ア 本件無申告加算税賦課決定処分の根拠は、別紙「課税処分の根拠」３項のとおりであり、本件無申告加算税賦課決定処分によって課された税額はこれと同額であるから、本件無申告加算税賦課決定処分は適法である。

イ この点を措いても、所得税法が所得税について申告納税方式を採用し、確定申告書の過誤の是正について更正の請求（国税通則法２３条）といった特別の規定を設けている趣旨に鑑みれば、錯誤等による確定申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であつて、所得税法等が定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければならない（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同３９年１０月２２日第一小法廷判決・民集１８巻８号１７６２頁参照）。

本件修正申告書は、国税通則法１９条４項所定の事項が漏れなく記載されており、適式な体裁を備えていることが明らかであつて、その記載内容からは錯誤の存在は全くうかがわれないから、本件修正申告書自体に客観的に明白かつ重大な錯誤が存すると認めることはできない。また、処分行政庁の調査担当者は、原告甲に対し、国税通則法又は所得税法に規定されている内容を説明したものにすぎず、これが強迫に当たらないことはいうまで

もなく、原告甲は、自らの法の不知を根拠に、本件修正申告書が自己の本意に従って提出されたものではないと主張しているにすぎない。

(原告甲の主張)

原告甲は、本件納税告知処分等を受け、処分行政庁の職員から修正に応じなければ、更に多額の課税処分になる、修正に応じるのが一般的、普通であると告げられたため、言われるまま、同職員が起案した本件修正申告書を提出したが、上記(1)(原告らの主張)のとおり、本件納税告知処分等は違法であり、取り消されるべきであるから、本件修正申告自体も無効と解すべきである。そうでないとしても、原告甲は、本件金員1・3が賞与に該当するとは認識していなかったから、本件修正申告の内容には錯誤があり、本件修正申告に応じなければ、更なる課税処分により財産が減少するという明白かつ重大な錯誤に陥って本件修正申告をしたものであり、この錯誤は処分行政庁の職員も十分に認識していたものであるから、本件修正申告は無効である。また、本件修正申告は、原告甲に対し、更なる課税処分により財産を侵害するという強迫によるものでもあり、原告甲は、令和3年3月5日付け準備書面(1)の送付をもってこれを取り消した。

したがって、本件修正申告を前提とする本件無申告加算税賦課決定処分は違法である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に加えて、後掲各証拠(枝番のあるものは明記しない限り各枝番を含む。以下同じ。)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告Aは、Fの教義を広めること等を目的とし、宗教法人Fを包括団体とする宗教法人であり、A規則において、5人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とし(6条)、代表役員は、Fの宗制により、寺院の住職の職にある者をもって充て(7条1項)、代表役員が原告Aを代表し、その事務を総理する(9条)旨が定められている。(甲3、乙1)

Bは、Fの教義を広めること等を目的とし、宗教法人Fを包括団体とする宗教法人であったが、平成18年に目的を変更し、包括団体の定めを廃止し、同年以降は、Gの教義を広めること等を目的とした。Bは、平成14年頃までに本堂が火災によって焼失し、その頃から平成29年12月まで、宗教活動の本拠がなく、檀家はなく、原告Aの本堂を借りて又は原告Aと合同で宗教活動を行い、その収入は原告Aの収入とし、原告Aの経理上Bへ寄付金の支払が計上され、その金額は平成25年から平成28年までは月額35万円、平成29年1月から同年7月までは不定期に1回当たり6万円から15万円であった。(甲4、乙2、27、28、44～48、原告代表者兼原告本人6、7頁)

(2) 原告甲は、昭和55年11月25日、原告Aの代表役員兼住職に就任し、それ以降、原告Aの運営全般を管理し、経理事務も自ら行い、平成29年当時、原告Aから月額20万円の給与の支払を受けていた。

原告甲は、平成7年頃から平成14年頃まで及び平成18年10月30日から平成29年5月28日までの間、Bの代表役員兼住職の地位にもあり、平成14年頃から平成18年4月20日までの間は、丙がBの代表役員兼住職の地位にあったものの、丙が当該地位にある者としての活動をするのではなく、原告甲が、平成29年5月頃までBの資産管理や経理事務を自ら行っていた。(以上につき、甲3、4、27、乙2、3、29、49、原告代表者兼原告本人1頁)

乙は、原告甲の妻であり、原告甲が原告Aの代表役員兼住職に就任して以降、住職の妻として、原告甲の補佐をし、檀家との関係を取り持つ種々の世話・管理をし、平成17年から原告Aの責任役員の地位にあり、平成29年当時、原告Aから月8万5000円の給与の支払を受けていた。(甲27、乙59、原告代表者兼原告本人3、4頁)

(3) 原告甲は、Bの本堂の焼失後、これを移転新築しようと考え、Bの代表者丙名義で、本堂の敷地とする土地の売買契約を締結し、融資の申込み等をした。その後、当該土地に埋められていた廃材処理をめぐる紛争が生じ、原告甲は、これに対応し、その紛争が解決した後の平成28年3月1日、BとE株式会社との間で、Bの本堂建物の建築請負契約が締結され、請負代金として、同日に3000万円、同年7月28日から同年11月25日にかけて2000万円、平成29年4月20日に1181万7588円が全て現金によって支払われた(合計6181万7588円)。Bの本堂は平成29年2月頃に建築され、平成30年にかけて外構工事等も行われた。(甲8～10、19～22、27、乙29、原告代表者兼原告本人7、8頁)

(4) Bは、平成23年末時点で、Bg銀行口座、Bb口座及びe信用金庫武豊支店の普通預金口座(口座番号●●●●●)を保有し、これらの口座を介して、その前後に開設された、B名義のh証券半田支店の口座(口座番号●●●●●)、Bd証券口座及びBa証券口座への入出金が行われていた。同年4月6日から平成29年11月20日までの間にB名義の上記各預貯金口座を介して上記証券会社の各口座に送金された金額は送金先が取引履歴等で明らかなものに限っても合計6758万6830円、同口座から上記各預貯金口座に送金された金額は合計2億5022万0534円であり、上記各預貯金口座の平成23年12月末の残高は合計106万5315円、平成29年12月末の残高は合計661万8206円であった。(乙5、6、11、24、31～33)

(5) 原告甲は、平成27年1月16日、原告Aが所有する本件金地金を5657万6760円で売却し、同日、振込手数料を控除した5657万6220円をBg口座に振込送金させた。そして、原告甲は、同月21日、上記口座から、Ba証券口座に5000万円を振込送金し、現金650万円を引き出した。Ba証券口座では、同日以降、上記5000万円の全額が仕組債の購入に充てられたほか、株式や投資信託の売買による運用がされた。(乙6、24、34)

同年3月31日現在の原告Aの財産目録には、普通財産として、有価証券は記載されておらず、退職金積立金1020万円、預金(定額貯金、定期貯金)1400万円、Bへの貸付金として、境内地建物購入資金1億2231万6679円、境内建物建設資金1000万円が計上されており、平成28年から平成30年までの各3月31日現在の財産目録においても、普通財産として、有価証券、預金(定額貯金、定期貯金)、Bへの貸付金(境内地建物建設資金)に増減はない一方、退職金積立金は平成30年3月31日現在として1380万円が、Bへの貸付金(境内地建物購入資金)は平成28年から平成30年まで毎年1億2431万6679円がそれぞれ計上されていた。(乙39～42)

(6) 丙は、平成29年5月28日、Bの代表役員に就任し、原告甲からBg口座の引継ぎを受けた。同口座の平成28年12月26日時点の残高は66万7136円であり、平成29年1月に66万7000円が引き出された後、平成30年6月まで入出金はなく、平成29年5月28日時点の残高は137円であった。丙は、平成30年10月30日までに、Bb口

- 座、B e 信金口座、B 名義の証券会社の口座及びこれらの口座の帳簿の引継ぎを受けておらず、原告Aからの借入金について原告甲から説明を受けていなかった。(乙9、24、29)
- (7) 原告甲は、B a 証券口座からB b 口座に、平成29年4月12日に1275万8010円、同年9月26日に4284万8342円をそれぞれ送金した。そして、原告甲は、同日、B 代表役員丙名義の払戻請求書を作成し、B b 口座から4060万円を払い戻し、同日、原告甲 a 証券口座に3528万8000円(本件金員1)を、乙 a 証券口座に528万8000円(本件金員2)をそれぞれ振込送金し、振込手数料を控除した3528万7460円、528万7460円が上記各口座に入金された(本件入金1・2)。原告甲夫婦は、同日、これらの各口座から各409万8200円をもってCの株式購入に応募するとともに、118万9800円をNISA口座に入金し、原告甲は、同月28日、ファンドラップ契約に基づく口座に3000万円を入金した。(乙5~8、10、62、63)
- (8) 原告甲は、平成29年10月10日、B d 証券口座からB b 口座に1000万円を振込送金し、同月12日、B 代表役員丙名義の払戻請求書を作成し、同口座から1200万円を払い戻し、同日、500万円(本件金員3)を原告甲 e 信金口座に、500万円(本件金員4)を乙 e 信金口座にそれぞれ入金した。原告甲夫婦は、同日、同各口座からそれぞれのd証券口座に各500万円を振り込み、同月13日、同各口座の資金をもって、dMRFを購入した。(乙5、11~16)
- (9) 原告甲は、平成30年3月14日、原告甲 b 口座から3002万7944円を引き出し、同月22日、原告A a 証券口座に2000万円を入金した。
- (10) 半田税務署は、平成30年6月20日、原告甲に対し、原告Aに対する源泉所得税等に係る調査の事前通知を行い、同年7月13日より税務調査を開始し、同年11月20日、調査結果の内容の説明等を行った。(乙18、弁論の全趣旨)
- (11) 丙は、Fから原告Aの住職となる資格を認められておらず、原告甲が原告Aの代表役員として登記されており、原告Aは、平成30年分及び令和元年分給与として、原告甲に対し各150万円を、乙に対し各150万円(月12万5000円)をそれぞれ支払った。他方、原告Aは、丙に対する給与の支払をしておらず、丙は、Bから平成30年に461万円、令和元年に735万円、令和2年に600万円の給与の支払を受けた。(甲27、乙56~61、原告代表者兼原告本人18~22、24~26頁)

2 争点1(本件納税告知処分の適法性)について

- (1) ア 前記認定事実を前提として、まず、原告甲夫婦が、原告Aから本件各金員を受け取ったものといえるかについてみると、原告甲は、Bの代表役員兼住職に就任した平成7年から、少なくとも丙がBの代表役員に就任した平成29年5月28日までの間、原告A及びBの各代表役員及び住職として、双方の宗教活動、資産管理及び経理事務を掌握し、これらを実質的に支配していたものと認められる(前記認定事実(2))。また、Bは、本堂が焼失した後の平成14年から平成29年まで独自の拠点を持つ寺院としては活動しておらず、檀家もなく、その宗教活動から得る収入はAの収入として計上され、原告Aの経理上、平成25年以降に多くとも月額35万円の寄付金が原告Aから支払われていた程度であるにもかかわらず(同(1))、B a 証券口座やB d 証券口座が開設されて優に1億円を超える資金が運用され(同(4))、原告Aの資産である本件金地金の売却代金5657万6760円についても、平成27年1月16日にB g 口座に入金され、

その5日後に5650万円が引き出され、少なくともそのうち5000万円がB a 証券口座において仕組債の購入等の運用資金とされている（同（5））。

以上からすれば、本件各入金の当時（平成29年9月26日及び同年10月12日）、少なくとも上記の各口座で管理、運用されていた資金は、原告甲が、原告Aの資産を原資として、Bの名義により管理、運用していたものと認められる。そして、本件各金員は、上記のとおり、B a 証券口座又はB d 証券口座から払い戻された資金を原資とするものであり、原告甲夫婦は、本件各金員をその入金があった直後に原告甲夫婦名義の証券会社の口座での運用資金としていること（同（7）、（8））からすれば、本件各金員は、Bが保有すべき法律上の原因があったと認められない限り、いずれも原告甲夫婦がBを経由して原告Aから受け取ったものと認めるのが相当である。

イ そこで、上記の法律上の原因の有無についてみると、原告らは、原告Aの簿外資産は存在せず、平成27年1月に原告AからBに送金された本件金地金の売却代金を含め、原告AからBに移転した金員は、貸付金であって貸付けを受けたBに帰属する旨主張する。

しかしながら、原告A及びBの各責任役員が原告AからBへの貸付けを承認した旨が記載されている責任役会議議事録写し（甲11、12）は、作成日付の記載も押印もない写しであるのみならず、会議に出席した責任役員と議事録に連署する責任役員が異なっているものもあり（甲12の1・2）、同議事録につき、原告甲が、データで管理し、事後に内容を修正することもあると述べている（原告代表者兼原告本人5、6頁）ことからすると、議事の内容を逐次記録したものとは認め難く、これらをもって、上記貸付けがあったと認めることはできない。そして、Bは、原告らの主張を前提としても、本堂を焼失した後の平成14年当時、信者はいるものの檀家はなく、宗教活動をほとんどしていなかったというのであり、その後の宗教活動も、原告Aの本堂を借りるか、原告Aと合同で行っており、その収入も原告Aの収入に計上した上でBへの寄付金として経理処理がされ、その金額も平成25年から平成28年まで月額35万円の程度にとどまっていたものであり（前記認定事実（1））、原告甲も、Bの資金はほとんどゼロに近かった旨を供述している（原告代表者兼原告本人8頁）ことからすれば、Bの独自の資産は僅少であったと認められる。他方、原告甲は、Bの名義で、平成23年末の前後にh証券半田支店の口座、B a 証券口座及びB d 証券口座を開設し、同年から平成29年の長期にわたり優に1億円を超える資金を株式等で運用していたのであり（前記認定事実（4））、これらの運用資金から、現実にBの本堂の移転新築の費用（平成28年3月1日から平成29年4月20日までに支払われた請負代金合計6181万7588円等）が支払われたことを認めるに足りる証拠は見当たらず（原告らはB b 口座においてBの本堂の建築資金の入金手続きをしていたと主張する（令和3年5月13日付け準備書面（2））が、上記支払に対応する出金取引を確認することはできず（乙5）、上記請負代金は全て現金で支払われている（前記認定事実（3））。）、平成29年9月及び10月には、本件各金員がB a 証券口座及びB d 証券口座からB b 口座を経由して原告甲夫妻名義の口座に入金されているのである（同（7）、（8））。

以上に照らせば、これらの運用資金が、Bの本堂の移転新築に充てる目的で行われた貸付金であったとは認め難く、仮に一部に本堂の移転新築に充てられた資金があったと

しても、その運用資金の規模や運用内容に照らすと移転新築のための貸付金と評価し得ない資金が相当の割合を占めているといわざるを得ず、このような運用資金を原告AからBに貸し付ける合理性も何ら見いだせないことからすれば、少なくともBが本件各金員を原告Aからの貸付金を原資として保有していたものと認めることはできない。このことは、B a 証券口座、B d 証券口座及びB b 口座並びにこれらの運用を記載したBの帳簿は、平成29年5月に丙がBの代表役員兼住職に就任した後、平成30年10月30日に至るまで、丙に引き継がれていないこと（同（6））からも裏付けられる。その他、Bが本件各金員を保有すべき法律上の原因があったと認めるに足りる証拠はないから、本件各金員は、原告Aの資産から支出されたものというべきである。

したがって、本件各金員は、いずれも原告甲夫婦が原告Aから受け取ったものと認められる。

ウ さらに、原告甲夫婦が原告Aから本件各金員を利得したものであるかを検討すると、本件各入金が原告甲夫婦の口座に入金され、その当日又は直後に原告甲夫婦名義の証券会社の口座で運用されるに当たり、原告甲夫妻と原告A又はBとの間において、預り書等の書面は何ら作成されておらず、原告Aの財産目録や「当年収支」と題する書類にも、金員の授受を明らかにする記載はない（乙42、48）。加えて、原告甲は、平成30年11月16日に行われた半田税務署の調査においても、原告代表者兼原告本人尋問においても、本件各金員を原告甲夫婦のために運用・蓄財しようとした、本件各入金が原告甲夫婦の口座への預替えである旨を述べていたのである（乙9、原告代表者兼原告本人11、12頁）。これらの原告甲の供述等からすれば、原告甲夫婦名義のa証券及びe信用金庫の各口座は、いずれも原告甲夫婦の資産として、その意思によって自由に管理、運用されていたものと認められる。

したがって、本件各金員は、本件各入金をもって原告甲夫婦が確定的に利得したものと認めるのが相当である。

これに対し、原告らは、本件各金員は本件各入金後も預け入れられたままで費消されておらず、また、B名義の資産が原告Aの簿外資産とされるのであれば、原告甲夫婦名義の資産も原告Aの簿外資産とされるべきであり、本件各金員は、本件各入金後も原告Aの資産であって、原告甲夫婦がこれらを利得したとはいえないと主張する。しかし、本件各金員は、本件各入金の当日又は直後に原告甲夫婦名義の証券会社の口座での運用に充てられているのであって（前記認定事実（7））、本件各入金後にそのまま保管されていたといえないことは明らかであり、また、本件各金員が本件各入金をもって原告甲夫婦が確定的に利得したものと認められることは、上記のとおりであるから、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) ア 次に、本件各金員が所得税法28条1項に規定する賞与に該当するかについて検討する。

所得税法28条1項に規定する給与所得は、自己の計算又は危険において独立して行われる業務等から生ずるものではなく、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供した労務又は役務の対価として受ける給付をいうと解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁、最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同17年1月25日第三小法廷判決・民集59巻1号64頁、最

高裁平成●●年（〇〇）第●●号同27年10月8日第一小法廷判決・裁判集民事251号1頁参照）ところ、法人の役員は、当該法人と委任関係にあり、その役務提供の内容は極めて包括的かつ広範で法人の業務全般に及び、役員に就任していること自体によって法人に貢献することも含まれるから、その役員が法人から一定の利得を得た場合には、それが役員の立場と全く無関係な取引ともいふべき態様によるものであるなどの特段の事情がない限り、当該法人の役員としての地位や役務提供に対する対価として支給されたものといふべきである。

原告甲は、上記（1）アのとおり、原告Aの代表役員として資産の管理運用、経理事務を行う中、Bに本件各金員の原資となる資金を移転させて原告Aの簿外資産を形成し、当該資産から原告甲夫婦に対し本件各入金をし、本件各金員を原告甲夫婦に利得させたものである。そして、原告甲夫婦は、いずれも原告Aの責任役員であり、本件各入金が役員の立場と全く無関係な取引ともいふべき態様によるものであるなどの特段の事情は認められず、かつ、本件各金員が定期的に支給される月額給与とは認められないから、臨時的に支給されたものと認められる。そうすると、本件各金員は、いずれも原告甲夫婦が原告Aの責任役員としての地位や役務提供に対する対価として支給されたものであり、かつ、所得税法28条1項に規定する賞与に該当するといふべきである。

イ これに対し、原告らは、本件各金員は、原告甲が代表役員及び住職の地位を丙に譲って退職し、乙も「お庫裡」を退職することに伴って支給されたものであるから、退職所得と認定されるべきであると主張し、原告甲も、平成●年●月●日に満70歳になるのに伴って退職したと供述する（甲27、原告代表者兼原告本人11、13、16頁）。

しかし、ある金員が、所得税法30条1項の規定にいう「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与」に当たるというためには、それが、①退職すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されること、②従来の継続的な勤務に対する報償又はその間の労務の対価の一部の後払の性質を有すること、③一時金として支払われることの各要件を備えることが必要であり、また、上記規定にいう「これらの性質を有する給与」に当たるというためには、それが、形式的には上記の各要件の全てを備えていなくても、実質的にみてこれらの要件の要求するところに適合し、課税上、上記「退職により一時に受ける給与」と同一に取り扱うことを相当とするものであることを必要とすると解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同58年9月9日第二小法廷判決・民集37巻7号962頁参照）。

本件において、平成●年●月●日をもって住職を退職したという原告甲の供述を前提としても、平成29年9月26日に本件入金1・2が、同年10月12日に本件入金3・4がそれぞれ行われているから、本件各金員が退職という事実によって初めて給付されたものとはいえない。また、原告甲の上記供述は、平成30年7月に原告Aが檀家に送付したという「住職交替のお知らせ」（甲23）が、同年をもって住職を丙に交替することを知らせる内容であることや、退職金の支払を「当年収支」と題する書類等にも記載していないこと（当事者間に争いのない事実）と整合していない上に、原告甲は、本件納税告知処分等に係る税務調査において、原告甲夫婦の代表役員又は責任役員の退職の事実や本件各金員が退職金である旨の供述をしていなかったものである（乙3、9）。かえって、原告甲夫婦が、平成30年以降も原告Aから給与の支給を受ける一方

で、丙は原告Aから平成30年以降も給与の支給を受けていないこと（前記認定事実（2）、（11））や、丙は、原告Aの代表役員兼住職となるために必要なFの僧籍を有しておらず、現在でも原告甲が代表役員の地位にあり、A規則上、住職の地位と代表役員の地位は不可分であること（同（1）、原告代表者兼原告本人19頁）からすれば、原告甲は、平成30年以降も原告Aの代表役員兼住職としての活動、業務の少なくとも一部を依然として担っており、乙もその妻及び責任役員として原告甲の活動、業務を補助しているものと認めるのが相当であるから、原告甲夫婦が原告Aを退職したとは認められない（原告甲の給与が、平成30年1月以降、従前の給与よりも減額されたことは、丙が原告Aから同月以降も給与の支払を受けていないことや、原告甲が退職したと主張する時期が満70歳となった●年●月●日であることにも照らし、原告Aの代表役員を退職したことを証するには足りない。）。

そうすると、本件各金員は、実質的にみて退職という事実によって初めて支給されたという上記要件に適合せず、課税上、上記「退職により一時に受ける給与」と同一に取り扱うことを相当とするものともいえない。また、前記（1）ウのとおり、原告甲夫婦が本件各入金をその入金された時点をもって原告Aから確定的に利得したと認められるから、本件各金員が原告甲夫婦への将来の退職金に充てるための預り金であったと認めることもできない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

（3）原告らは、本件各金員が原告甲夫婦に対する賞与と認定されるとしても、原告甲は、平成30年3月22日、本件金員1が入金された原告甲b口座から2000万円を原告Aa証券口座に振込送金したから、同額については、利得しておらず、賞与と認定することはできないと主張するが、本件入金1の時点で本件金員1が確定的に原告甲の利得となったといえることは、前記（1）ウのとおりであり、その約半年後にされた原告甲b口座から原告Aa証券口座への振込送金は、本件入金1とは別の新たな法律関係に基づく取引というべきである。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

（4）以上によれば、本件各入金は所得税法28条1項に規定する賞与の支給に該当するから、原告Aは、別紙「課税処分の根拠」1項のとおり、本件各金員に係る所得税等を徴収し、国に納付しなければならず、その納付すべき源泉所得税等の額は、本件納税告知処分における納付すべき金額と同額である。

したがって、本件納税告知処分は適法である。

3 争点2（本件重加算税賦課決定処分の適法性）について

（1）上記2のとおり、本件納税告知処分は適法であり、原告Aは、源泉徴収すべき賞与（本件各金員）について源泉徴収を行わず、これを法定納期限内に納付しなかったのであるから、国税通則法67条1項に基づき、本件納税告知処分により納付すべき税額に対して不納付加算税が課され得るものであって、本件記録によっても、原告Aが、本件各金員に係る源泉所得税の額を法定納期限までに納付しなかったことについて、同項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

また、原告Aの代表役員兼住職である原告甲は、原告Aの資産をB名義の口座に預け替え、原告Aの所有する本件金地金の売却代金をBa証券口座に入金するなどして、原告Aの資産をBの名義において管理、運用した上で、Ba証券口座又はBd証券口座で管理運用してい

た原告Aの簿外資産から原告甲夫婦に本件各金員を取得させ（前記認定事実（4）、（5）（7）、（8））、その旨を原告Aの帳簿、原告甲の給与所得に関する源泉徴収簿に記載しなかったのであり（乙39～42、48、49）、これらの行為は、国税通則法68条3項に規定する「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装」する行為に該当するから、原告Aは、同項の規定により、同法67条1項所定の不納付加算税に代えて、重加算税が課され得るものというべきである。

(2) これに対し、原告Aは、本件金地金が原告Aの資産であることを当初から認め、その後の金員の流れは金融機関の口座を介しているから取引履歴によって明らかであり、原告Aの資産をB名義とすることで隠蔽又は仮装したとはいえないと主張するが、原告Aから原告甲夫婦への金員の移動という実態と異なる外観が作出されたことに変わりはなく、実態と異なる外観が作出されていることを認識しつつ、これを是正していないことにも変わりはないから、原告らの上記主張は、「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」たに当たることを左右するものではない。その他、原告らは、税務調査が開始され、本件納税告知処分及び本件重加算税賦課決定処分がされたために、原告甲が、舞い上がり混乱した結果、退職金の支払を「当年収支」と題する書類等に記載するのを失念したにすぎない旨主張するが、本件各金員の額に照らし、過誤により記載を失念するということは考え難く、これを採用することはできない。

(3) そして、乙49号証及び弁論の全趣旨によれば、本件納税告知処分に伴い原告Aに課されるべき重加算税の額は、別紙「課税処分の根拠」2項のとおりであり、本件重加算税賦課決定処分における重加算税の額と同額である。

したがって、本件重加算税賦課決定処分は適法である。

4 争点3（本件無申告加算税賦課決定処分の適法性）について

上記2のとおり、本件金員1・3は、いずれも原告Aが原告甲に支給した賞与であると認められるから、これを給与所得の収入金額に含めて所得税等の額を計算し、納付すべき所得税等の額を103万2000円と記載した本件修正申告書に誤りはなく、半田税務署職員からこれに沿う修正申告の促し等があったことをもって、これを強迫とみることはできず、また、その旨の本件修正申告に客観的に明白かつ重大な錯誤があるとは認められず、これを無効とすべき理由があるとはいえない。

そして、本件修正申告は、期限後申告書の提出があった後に修正申告書の提出があった場合に該当し（前提事実（4）、（6））、申告に係る所得税等の調査通知がある前に修正申告書を提出したものであるから、国税通則法66条1項2号及び同条6項の規定が適用され、これによれば、原告甲の平成29年分の所得税等に係る無申告加算税の金額は、別紙「課税処分の根拠」3項のとおりであり、本件無申告加算税賦課決定処分による無申告加算税の額もこれと同額である。さらに、本件記録を精査しても、原告甲が本件金員1・3を賞与として支給されたことを申告しなかったことについて同条1項に規定する正当な理由があるとは認められないから、本件無申告加算税賦課決定処分は適法である。

第4 結論

以上によれば、本件納税告知処分等はいずれも適法である。

よって、原告らの請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 日置 朋弘

裁判官 磯部 幸恵

裁判官 湯浅 雄士

(別紙)

指定代理人目録

長尾武明 森本進也 澤本裕貴 野中俊彦 谷 広成

(別紙)

関係法令の定め

第1 所得税法

1 28条1項

6 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する
給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2 30条1項

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及び
10 これらの性質を有する給与（以下この条において「退職手当等」という。）に係
る所得をいう。

3 183条1項

居住者に対し国内において28条1項（給与所得）に規定する給与等（以下こ
の章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与
等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これ
15 を国に納付しなければならない。

4 186条2項

賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払った又は支払う
べき通常の給与等がある場合において、その賞与の金額が前月中に支払った又は
支払うべき通常の給与等の金額の10倍に相当する金額を超えるときは、当該賞
20 与について183条1項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げ
る賞与の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

1号 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に
經由した給与等の支払者が支払う賞与 その賞与の金額の6分の1に相当
する金額と当該通常の給与等の金額との合計額並びに給与所得者の扶養控
25 除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除
対象扶養親族の有無及びその数に応ずる別表第2（判決注：東日本大震災か

らの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法29条1項1号に規定する所得税法別表第2から別表第4までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表の別表第1（平成28年財務省告示第105号のもの）をいう。）の甲欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応ずる別表第2の甲欄に掲げる税額との差額に6を乗じて計算した金額に相当する税額

5 190条

10 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、1号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が2000万円以下であるものに対し、その提出の際に経由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合（その居住者がその後その年12月31日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。）において、同号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した2
15 号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならない。

20 1号 その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等（その居住者がその年において他の給与等の支払者を經由して他の給与所得者の扶養控除等申告書を提出したことがある場合には、当該他の給与等の支払者がその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等で政令で定めるものを含む。次号において同じ。）につき183条1項（源泉徴収義務）
25 の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額の合計額

2号 別表第5により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した

給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして89条1項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ～ホ 省略

6 216条

居住者に対し国内において28条1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）又は30条1項（退職所得）に規定する退職手当等（以下この章において「退職手当等」という。）の支払をする者（184条（源泉徴収を要しない給与等の支払者）に規定する者を除く。）は、当該支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもの（給与等の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この章において「事務所等」という。）につき、当該事務所等の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、1月から6月まで及び7月から12月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間とする。以下この条において同じ。）に当該事務所等において支払った給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等並びに204条1項2号（源泉徴収をされる報酬又は料金）に掲げる報酬又は料金を含む。以下この条において同じ。）について第2章から前章まで（給与所得等に係る源泉徴収）の規定により徴収した所得税の額を、これらの規定にかかわらず、1月から6月までの期間に係る給与等及び退職手当等について徴収した所得税の額にあっては当該期間の属する年の7月10日までに、7月から12月までの期間に係る給与等及び退職手当等について徴収した所得税の額にあっては当該期間の属する年の翌年1月20日までに国に納付することができる。

第2 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源法」という。）

1 9条1項

5 居住者又は非居住者に対して課される平成25年から令和19年までの各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

2 28条1項

10 所得税法第4編第1章から第6章まで（中略）の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法2条8号に規定する法定納期限をいう。30条1項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

3 29条1項

15 居住者に対して支払うべき所得税法183条1項に規定する給与等（次条において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

1号 所得税法185条1項又は186条1項の規定による所得税の額及び前
20 条2項に規定する復興特別所得税の額

同法別表第2から別表第4までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

25 第3 復興財源法29条1項1号に規定する所得税法別表第2から別表第4までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表（平成28年財務省告示第105号のもの。以下「復興財源法29条1項1号に規定す

る表」という。)

別表第1 (抜粋)

その月の社会保険料等控		甲
除後の給与等の金額		扶養親族等の数
		0人
以上	未満	税額
970000円		123190円
970000円を超え1720000円に満たない金額		970000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち970000円を超える金額の33.693%に相当する金額を加算した金額
1720000円		375890円
1720000円を超え3550000円に満たない金額		1720000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1720000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額

第4 国税通則法

5 1 19条4項 (令和2年法律第8号による改正前のもの)

修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添付しなければならない。

1号 その申告前の課税標準等及び税額等

2号 その申告後の課税標準等及び税額等

3号 その申告に係る次に掲げる金額

10

イ その申告前の納付すべき税額がその申告により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ、ハ 省略

4号 前3号に掲げるもののほか、当該期限内申告書に記載すべきものとされている事項でその申告に係るものその他参考となるべき事項

2 23条1項

納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年（2号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、10年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は26条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

1号 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。

2、3号 省略

3 66条

(1) 1項

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき35条2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の15の割合（期限後申告書又は2号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、100分の10の割合）を乗じて計算した金額に相当する無申告加算

税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

1号 省略

2号 期限後申告書の提出又は25条の規定による決定があった後に修正申告書の提出又は更正があった場合

5

(2) 2～5項

省略

(3) 6項

期限後申告書又は1項2号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものであるときは、その申告に基づき35条2項の規定により納付すべき税額に係る1項の無申告加算税の額は、同項及び2項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額とする。

10

15

(4) 7項

省略

4 67条1項(平成30年法律第16号による改正前のもの)

源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかった場合には、税務署長は、当該納税者から、36条1項2号(源泉徴収による国税の納税の告知)の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

20

25

5 68条3項

前条1項の規定に該当する場合（同項ただし書又は同条2項若しくは3項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったときは、税務署長又は税関長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を徴収する。

第5 国税通則法施行令

28条3項

法68条3項（同条4項の規定により適用される場合を含む。）に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち納税者が当該事実のみに基づいてその国税の法定納期限までに納付しなかった税額とする。

以上

(別紙)

課税処分の根拠

1 本件納税告知処分の根拠

原告Aの納付すべき源泉所得税等の額は、別表3の「③納付すべき源泉所得税等の額」欄の金額であり、その根拠は以下のとおりである。

(1) 原告甲に対する賞与に係る源泉所得税等の額について

本件金員1・3は、所得税法28条1項に規定する給与等に該当することから、原告Aは、当該支給額について、その支払の際、同法183条1項の規定による所得税及び復興財源法28条1項の規定による復興特別所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならないところ、原告Aは、所得税法216条の規定による納期の特例に関する所轄税務署長の承認を受けているから、7月から12月までの期間については、当該期間の属する年の翌年1月20日（平成30年については、同年1月20日が土曜日であることから、同月22日まで。国税通則法10条2項、同法施行令2条2項）までに国に納付すべき義務を負う。

そして、原告甲に支給された賞与の額及び賞与の金額の計算の基礎となった期間は、別表2-1の順号1・2の各「②賞与の金額」欄及び「④賞与の金額の計算の基礎となった期間」欄のとおりである。これらの支給額は、前月中に支払った又は支払うべきその他の給与等の金額20万円に10倍した金額を超え、原告甲は、給与所得者の扶養控除等申告書を原告Aを経由して提出した居住者であるため、税額は、所得税法186条2項1号により算定される。また、復興財源法29条1項に規定する表別表第1を適用するにあたっての適用区分及び扶養親族の数は、別表2-1の順号1・2の各「③税額表の適用区分及び扶養親族等の数」欄記載のとおりであり、支払った賞与の金額の6分の1（当該金額の計算の基礎となった期間が6月を超える別表2-1順号1については12分の1）に相当する金額（同各「⑤6分の1（又は12分の1）に相当する金額（②÷④）」欄の金額）と前月中に支払った給与等の金額（同各「⑥前月中に支払った又は支払うべきその他の給与等の金額（乙第49号証）」欄の金額）の合計は、同各「⑦合計額（⑤+⑥）」欄の金額であり、同額から控除される社会保険料等はない。そこで、同額を上記復興財源法29条1項に規定する表別表第1に当てはめて納付すべき源泉所得税等の額を算出すると、別表2-1の注3の計算式のとおり、同各「⑧納付すべき源泉所得税等の額」欄の額となる。したがって、原告甲に対する本件金員1・3の賞与に係る源泉所得税等は、別表2-1の順号1・2の各「⑧納付すべき源泉所得税等の額」欄の額である。

(2) 乙に対する賞与に係る源泉所得税等の額

本件金員2・4は、所得税法28条1項に規定する給与等に該当することから、本件金員1・3について上記(1)で述べたところと同様に、原告Aは当該支給額について所得税等を徴収し、国に納付すべき義務を負う。

そして、乙に対し支給された賞与は、別表2-2の「③賞与の金額の合計」欄の金額であり、同額と平成29年に乙に支払うことが確定したその余の給与等（同「④課税済の給与総額（乙第48号証）」欄の額）とを合算した平成29年に乙に支払うことが確定した給与等の合計額は、同「⑤合計額（③+④）」欄の額である。同額から所得税法28条3項5号（平成3

0年法律第7号による改正前のもの)の給与所得控除額220万円を控除し、さらに、同「⑦諸控除額計」欄の額(平成30年法律第7号による改正前の所得税法86条に基づく基礎控除額)を控除した課税給与所得額は、同「⑧課税給与所得額(⑥-⑦)」欄の額となる。同額に、所得税法89条1項の税率を適用して納付すべき所得税等を算出すると、別表2-2の注2のとおり、同「⑨納付すべき源泉所得税等の額」欄の額となる。

したがって、乙に対する本件金員2・4の賞与に係る納付すべき源泉所得税等の額は、別表2-2「⑨納付すべき源泉所得税等の額」欄の額である。

2 本件重加算税賦課決定処分の根拠

原告Aが、平成29年7月から同年12月の期間に係る源泉所得税として納付すべき源泉所得税等の額は、上記1のとおり、別表3「③納付すべき源泉所得税等の額(別表2-1の⑧欄及び別表2-2の⑨欄の合計)」欄の額であり、原告Aは、これを法定納期限である平成30年1月22日までに納付しなかったから、国税通則法67条1項により不納付加算税が徴収され、原告甲夫婦に対し支給した賞与に係る源泉所得税等を納付しなかったことについては、いずれも同法68条3項に規定する隠蔽又は仮装の事実が認められるから、不納付加算税に代え、重加算税が課されることになる。

そして、原告甲に対する賞与に係る源泉所得税等の額(上記1(1))のうち、同法67条1項の不納付加算税の対象となる税額(扶養親族等の数の是正に伴って納付すべきこととなったものであり、同法68条3項の重加算税の対象とならない額)は、別表2-1の注4のとおり、算定方法により、別表2-1順号1・2の各「⑨不納付加算税の対象となる税額」欄の額となり、同法68条3項に規定する重加算税の対象となる税額は、同「⑧納付すべき源泉所得税等の額」の額から、同「⑨不納付加算税の対象となる税額」の額を控除した同「⑩重加算税の対象となる税額」の額である。また、乙に対する賞与に係る源泉所得税等の額(上記1(2))は、その全額が同法68条3項に規定する重加算税の対象となり、その額は、別表2-2「⑩重加算税の対象となる税額」の額である。これらを合計した重加算税の対象となる金額は、別表3「⑤重加算税の対象となる税額(別表2-1及び別表2-2の各⑩欄合計)」欄の額である。

上記の重加算税の対象となる税額に対する重加算税の額は、別表3注3のとおり、算定方法によって算定された別表3「⑦重加算税の額」の額である。

3 本件無申告加算税賦課決定処分の根拠

本件修正申告書は、期限後申告書の提出があった後に修正申告書の提出があった場合に該当するところ、原告甲は、処分行政庁に対して、本件修正申告書を平成29年分の所得税等の調査通知がある前に提出しているから、本件修正申告書の提出に伴い原告甲に付加される無申告加算税の額は、国税通則法66条1項2号及び同条6項の規定に基づき、本件修正申告書により新たに納付されることになった税額104万1800円に同法118条3項の規定により1万円未満を切り捨てた額である104万円に100分の5の割合を乗じて計算した5万2000円である。

以上

別表1-1 本件納税告知処分等の課税の経緯（源泉所得税等）

(単位：円)

		本件納税告知処分等 (本件納税告知処分) (本件重加算税賦課決定処分)	審査請求	裁 決
		平成30年12月25日	平成31年3月19日	令和2年2月3日
平成29年7月から平成29年12月まで 法定納期限 平成30年1月22日	賞与の金額	50,576,000	全部取消し	棄 却
	本税の額	13,683,916		
	重加算税の額	4,777,500		

別表1-2 平成29年分の所得税等の確定申告等の状況

(単位：円)

項目・区分		確定申告	修正申告	賦課決定処分	審査請求	裁 決
年 月 日		平成30年6月13日	平成31年1月31日	平成31年3月12日	平成31年3月26日	令和2年2月3日
収入金額等		3,306,594	43,594,594	/	/	/
内 訳	給 与	2,400,000	42,688,000			
	公 的 年 金 等	906,594	906,594			
・総所得金額 ・(給与所得の金額)		1,500,000	40,488,000			
所得控除額の計		1,241,959	836,959			
課税される所得金額		258,000	39,651,000			
所得税等の額		13,170	13,338,752			
源泉徴収税額		23,000	12,306,716			
所得税等の納付すべき税額		△ 9,830	1,032,000			
無申告加算税の額						

(注) 「所得税等の納付すべき税額」欄の△印は還付金の額に相当する税額を示す。

別表2-1 原告^甲に対する賞与に係る源泉所得税等の額

(単位：円)

順号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	支払年月日	賞与の金額	税額表の適用区分及び扶養親族等の数	賞与の金額の計算の基礎となった期間	6分の1(又は12分の1)に相当する金額(②÷④)	前月中に支払った又は支払うべきその他の給与等の金額(乙第49号証)	合計額(⑤+⑥)	納付すべき源泉所得税等の額(注3)	不納付加算税の対象となる税額(注4)	重加算税の対象となる税額(注5)
1	H29.9.26	35,288,000	甲欄 0人	12月	2,940,666	200,000	3,140,666	11,435,388	19,560	11,415,828
2	H29.10.12	5,000,000	甲欄 0人	6月	833,333	200,000	1,033,333	848,328	9,780	838,548

注1：順号1及び2で支給した賞与の額は、前月中に支払った又は支払うべきその他の給与等の金額20万0000円に十倍した金額を超えるため、税額の計算は、所得税法186条2項1号により算定する。

注2：所得税法186条2項1号の「別表第二」とは、復興財源法29条第1項第1号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表の別表第一(平成28年3月31日財務省告示第105号改正のもの。)をいう。

注3：⑧納付すべき源泉所得税等の額の具体的な算定方法は、以下のとおりである。

(順号1)

$$\begin{aligned} & \text{【⑦に対応する別表第二の月額表} \\ & \text{の「扶養親族等の数」0人の税額】} \qquad \qquad \qquad \text{【既に納付した税額(乙第49号証)】} \\ & (3,140,666円 - 1,720,000円) \times 40.84\% + 375,890円 \qquad \qquad \qquad - \qquad \qquad \qquad 3,140円 \qquad \qquad \qquad = 952,949円 \\ & \qquad \qquad \qquad \text{【上記表④の月数】} \\ & 952,949円 \times \qquad \qquad \qquad 12 \qquad \qquad \qquad = 11,435,388円 \end{aligned}$$

(順号2)

$$\begin{aligned} & \text{【⑦に対応する別表第二の月額表} \\ & \text{の「扶養親族等の数」0人の税額】} \qquad \qquad \qquad \text{【既に納付した税額(乙第49号証)】} \\ & (1,033,333円 - 970,000円) \times 33.693\% + 123,190円 \qquad \qquad \qquad - \qquad \qquad \qquad 3,140円 \qquad \qquad \qquad = 141,388円 \\ & \qquad \qquad \qquad \text{【上記表④の月数】} \\ & 141,388円 \times \qquad \qquad \qquad 6 \qquad \qquad \qquad = 848,328円 \end{aligned}$$

注4：⑨不納付加算税の対象となる税額の具体的な算定方法は、以下のとおりである。

(順号1)

$$\begin{aligned} & \text{【⑥に対応する別表第二の月額表} \\ & \text{の「扶養親族等の数」0人の税額】} \qquad \qquad \qquad \text{【既に納付した税額(乙第49号証)】} \\ & 4,770円 \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad - \qquad \qquad \qquad 3,140円 \qquad \qquad \qquad = 1,630円 \\ & \qquad \qquad \qquad \text{【上記表④の月数】} \\ & 1,630円 \times \qquad \qquad \qquad 12 \qquad \qquad \qquad = 19,560円 \end{aligned}$$

(順号2)

$$\begin{aligned} & \text{【⑥に対応する別表第二の月額表} \\ & \text{の「扶養親族等の数」0人の税額】} \qquad \qquad \qquad \text{【既に納付した税額(乙第49号証)】} \\ & 4,770円 \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad - \qquad \qquad \qquad 3,140円 \qquad \qquad \qquad = 1,630円 \\ & \qquad \qquad \qquad \text{【上記表④の月数】} \\ & 1,630円 \times \qquad \qquad \qquad 6 \qquad \qquad \qquad = 9,780円 \end{aligned}$$

注5：⑩重加算税の対象となる税額の具体的な算定方法は、以下のとおりである。

(順号1)

$$\begin{aligned} & \text{【⑧の金額】} \qquad \qquad \qquad \text{【⑨の金額】} \\ & 11,435,388円 \qquad \qquad \qquad - \qquad \qquad \qquad 19,560円 \qquad \qquad \qquad = 11,415,828円 \end{aligned}$$

(順号2)

$$\begin{aligned} & \text{【⑧の金額】} \qquad \qquad \qquad \text{【⑨の金額】} \\ & 848,328円 \qquad \qquad \qquad - \qquad \qquad \qquad 9,780円 \qquad \qquad \qquad = 838,548円 \end{aligned}$$

別表 2-2 **乙** に対する賞与に係る源泉所得税等の額

(単位：円)

順号	① 支払年月日	② 賞与の金額	③ 賞与の金額合計	④ 課税済の給与総額 (乙第48号配)	⑤ 合計額 (③+④)	⑥ 給与所得控除後の額 (注1)	⑦ 諸控除額計	⑧ 課税給与所得額 (⑥-⑦)	⑨ 納付すべき源泉所得税等の額 (注2)	⑩ 重加算税の対象となる税額
3	H29.9.26	5,288,000	10,288,000	1,020,000	11,308,000	9,108,000	380,000	8,728,000	1,400,200	1,400,200
4	H29.10.12	5,000,000								

注1：⑥給与所得控除後の額の具体的な算定方法は、以下のとおりである。

【上記⑤】 【所得税法28条3項5号の給与所得控除の額】

11,308,000円 - 2,200,000円 = 9,108,000円

注2：⑨納付すべき源泉所得税等の具体的な算定方法は、以下のとおりである。

【上記⑧】 【所得税法89条1項の税率】
8,728,000円 × 23% = 636,000円

1,371,440円 × 2.1% = 28,800円

1,371,440円 + 28,800円 = 1,400,200円 (百円未満切り捨て)

別表3 原告 ^A が納付すべき源泉所得税等及び重加算税の額

(単位：円)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
支払年月	賞与の金額 (注1)	納付すべき源泉所得税等の額 (別表2-1の⑧欄及び別表2-2の⑨欄の合計)	不納付加算税の対象となる税額 (別表2-1の⑨欄の合計)	重加算税の対象となる税額 (別表2-1及び別表2-2の各⑩欄合計)	不納付加算税の額 (注2)	重加算税の額 (注3)
H29.07~H29.12	50,576,000	13,683,916	29,340	13,654,576	0	4,777,500

注1：②の賞与の金額は、別表2-1の②欄及び別表2-2の②欄の合計である。

注2：⑥不納付加算税の額の具体的な算定方法は、以下のとおりである。なお、不納付加算税の基礎となる税額は、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てる。

$$20,000 \times 10\% = 2,000 \text{円}$$

$$2,000 \text{円} < 5,000 \text{円 (通則法119条4項の規定により、5,000円未満切り捨て)}$$

注3：⑦重加算税の額の具体的な算定方法は、以下のとおりである。なお、重加算税の基礎となる税額は、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てる。

$$13,650,000 \text{円} \times 35\% = 4,777,500 \text{円}$$